

# 平成25年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	4		府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の縮減		
見直し内容(概要)	省エネ改修に係る特例措置の工事費要件を見直し、30万円以上から50万円超とする。		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第15条の9、地方税法施行令附則第12条、地方税法施行規則附則第7条 〕		
増収見込額	+11	（ ▲64 ）	（単位：百万円）
廃止又は縮減の理由	既存の住宅ストックについて適切なリフォームが行われることにより、リフォーム市場規模の拡大を通じた経済の活性化を図るとともに、既存住宅の省エネルギー化の改修を促進し、住宅ストックの品質・性能を更に高めていく必要がある。そのため、より投資規模が大きく、住宅ストックの品質・性能向上に資するリフォームに支援対象を重点化することとする。		